5-5 プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ

【判断の基準】

- ①製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準 の数値を上回らないこと。
- ②消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値 を上回らないこと。
- ③待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
- ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報 提供がなされていること。
 - イ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。
- ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上 とすること。
- ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
- ②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。
- ③可能な限り低騒音であること。
- ④使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ⑤製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再 生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑥筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されて いること。
- ⑦筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑧製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
- ⑨製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑩包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000 lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅 1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。
 - 2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザ(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。
 - 3 製品本体の重量の基準の算定方法は、次式による。

製品本体重量の基準 (kg) =0.0012× Φ × α × β

Φ:有効光束(Im)

α: 超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0

β: 固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0

4 消費電力の基準の算定方法は、次式による。

消費電力の基準 (W) = $0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$

Φ: 有効光束 (lm)

α: 超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点プロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

β: 固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

- 5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。
- 6 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品に は適用しない。
- 7 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。
- 8 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。) するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名 (ブランド名なども可) がユーザに見やすく記載されていること。
 - ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトの いずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報 (回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。
- 9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950に準ずるものとする。
- 1 1 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯 時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 12 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び 製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをい う(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 13 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- イ、マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当 たって当該事項に配慮すること。
- エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組 みを利用した適切な処理を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。